

令和元年度決算に係る

財政的援助団体等監査結果報告書

令和3年1月

鳥 取 県 監 査 委 員

第 1 1 7 号
令和 3 年 1 月 2 2 日

鳥 取 県 議 会 議 長	藤 縄 喜 和 様
鳥 取 県 知 事	平 井 伸 治 様
鳥 取 県 教 育 委 員 会 教 育 長	山 本 仁 志 様
鳥 取 県 公 安 委 員 会 委 員 長	衣 笠 優 子 様

鳥取県監査委員 桐 林 正 彦

鳥取県監査委員 山 根 朋 洋

鳥取県監査委員 奈良井 恵

鳥取県監査委員 広 谷 直 樹

財 政 的 援 助 団 体 等 監 査 結 果 報 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、鳥取県監査基準（令和2年鳥取県監査委員告示第1号）に準拠して令和元年度決算に係る財政的援助を与えているもの等（財政的援助団体等）の出納その他の事務の執行に関する監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり提出します。

目 次

第 1	監査結果報告	
1	監査の概要	1
(1)	監査の種類	1
(2)	監査の対象及び着眼点	1
(3)	監査の実施方法	1
(4)	監査実施団体の数	1
(5)	監査実施期間	2
(6)	監査の執行者	2
2	監査結果	3
(1)	概 要	3
(2)	実施団体別の状況	4
ア	交流人口拡大本部所管団体	4
イ	地域づくり推進部所管団体	4
ウ	福祉保健部所管団体	5
エ	子育て・人財局所管団体	5
オ	商工労働部所管団体	6
カ	農林水産部所管団体	6
キ	商工労働部・農林水産部共管団体	8
ク	県土整備部所管団体	8
ケ	西部総合事務所所管団体	8
コ	教育委員会所管団体	8
サ	警察本部所管団体	9
第 2	監査意見	
1	コンベンション誘致のための情報収集について 交流人口拡大本部（観光交流局観光戦略課）	10
2	一般社団法人山陰インバウンド機構の事業成果の広報について 交流人口拡大本部（観光交流局観光戦略課）	11
3	わらべ館の利用促進に向けた対応について 地域づくり推進部（文化政策課）	11
4	鳥取産業体育館、米子産業体育館、県立武道館及び布勢総合運動公園の会議室の利用促進について 地域づくり推進部、生活環境部（スポーツ振興局スポーツ課、緑豊かな自然課）	12
5	放牧預託の需要増に対する対応について 農林水産部（農業振興戦略監畜産課）	13
6	林業労働者の確保及び担い手育成について 農林水産部（森林・林業振興局林政企画課）	14

- 7 公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団の林業労働者の確保に向けた取組状況等の成果の周知について …………… 15
農林水産部（森林・林業振興局林政企画課）
- 8 公益財団法人鳥取県魚の豊かな川づくり基金が実施している事業やイベントの成果の把握及び県民への成果・効果の周知について …………… 15
農林水産部（水産振興局水産課）
- 9 大山青年の家及び船上山少年自然の家の利用促進に向けた対応について… 16
教育委員会（社会教育課）

参 考

- 1 令和元年度決算に係る財政的援助団体等監査の実施団体一覧 …………… 17
- 2 令和元年度決算に係る財政的援助団体等監査の処置の概要 …………… 18
- 3 監査処置基準等について …………… 20

第1 監査結果報告

1 監査の概要

鳥取県監査基準（令和2年鳥取県監査委員告示第1号。以下「監査基準」という。）に準拠し、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

監査基準第2条第1項第3号に規定する財政的援助団体等監査

(2) 監査の対象及び着眼点

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助を与えているもの等の出納その他の事務の執行に関する監査の実施に当たり、監査対象の団体及びその区分ごとの主な着眼点を次のとおりとした。

ア 出資団体

県が、資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人（以下「出資団体」という。）について、関係法令等を遵守し、出資団体の運営、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

イ 指定管理者

県が指定し、公の施設の管理を行わせている団体（以下「指定管理者」という。）について、関係法令等を遵守し、指定管理を行う上で公の施設の管理運営、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

ウ 補助金等交付団体

県が、原則として、国補助事業と県単独事業を合わせ全体として補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助（以下「補助金等」という。）を1,000万円以上交付している団体又は県単独事業で補助金等を500万円以上交付している団体（以下「補助金等交付団体」という。）について、関係法令等を遵守し、補助金等の交付の目的に沿って事業、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

(3) 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

ア 実地監査

監査実施団体に出向くことを基本とし、関係書類や事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取して行う監査

イ 書面監査

監査実施団体に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取して行う監査

(4) 監査実施団体の数

区 分	監査対象 団体の数	監査実施 団体の数	左の内訳	
			実地監査	書面監査
出 資 団 体	33	10	9	1
指 定 管 理 者	12	4	1	3
補助金等交付団体	202	16	6	10
合 計	247	30	16	14

注 団体の数は、出資団体が指定管理者又は補助金等交付団体となっている場合は出資団体とし、指定管理者が補助金等交付団体となっている場合は指定管理者としている。

(5) 監査実施期間

令和2年8月20日から同年11月13日まで

(6) 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員	桐林 正彦
同	山根 朋洋
同	奈良井 恵
同	広谷 直樹

なお、地方自治法第199条の2（監査執行上の除斥）の規定により、監査委員山根朋洋は、公益財団法人鳥取県産業振興機構について監査を行っていない。

2 監査結果

(1) 概要

監査を行った結果、一部の事務処理について不適正な事項があったので、その度合いが重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの等のうち、監査委員が特に必要と認めたものは**勧告事項**とし、それ以外のものを**指摘事項**とした。

この度は勧告事項に該当するものは認められなかったが、指摘事項についてはその内容を公表するとともに、別途文書により関係する部局長及び該当する団体に対し、今後適切な取扱い又は改善を行うよう通知した。

なお、指摘事項の内容は、(2)の実施団体別の状況に記載している。

監査処置基準（抜粋）

処置区分	処置の事案
勧告	次の1～3に該当するもので監査委員が特に必要と認めたもの
	1 法令（条例、規則その他の規程を含む。以下、同じ。）に違反したもの又は不当なもので、重大なもの
	2 著しく妥当性を欠くもの
3 著しく不経済又は非効率なもの	
指摘	1 法令に違反したもの又は不当なもので、重大なもの
	2 著しく妥当性を欠くもの
	3 著しく不経済又は非効率なもの
注意	指摘に至らない比較的軽易なもの

また、次に掲げる不適正の度合いが比較的軽易なものを**注意事項**として、関係する部局長及び該当する団体に対し、別途文書により是正を求め、または注意を喚起した。

- ア 予算事務
 予算流用の未手続
- イ 収入事務
 督促状の未発行
- ウ 支出事務
 支払根拠資料の紛失その他支出事務手続の不適正
- エ 契約事務
 契約に定める書類の未提出その他契約事務手続の不適正
- オ 補助金等の執行に関する事務
 実績報告書の記載内容誤りその他補助金等に係る事務手続の不適正
- カ 財産管理事務
 貸付物品受領書の未提出その他財産管理事務手続の不適正
- キ その他の事務
 財務諸表の記載不備その他事務手続の不適正

(2) 実施団体別の状況

ア 交流人口拡大本部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
公益財団法人とっとりコンベンションビューロー 〔指定管理施設〕 ・米子コンベンションセンター（指名）	令和2年11月13日	出資金額	500,000,000円
		出資比率	51.4%
		指定管理	127,354,046円
		補助金等	54,430,000円
一般社団法人山陰インバウンド機構	令和2年11月4日	補助金等	100,500,000円

注1 監査実施団体の所管部局は、団体の主たる業務内容を所管する部局で区分している。

なお、指摘事項のある団体については、所管する部局ごとに記載している。

注2 実施団体の欄の指定管理施設の名称は、「鳥取県（立・営）」の名称は省略している。

また、指定管理施設名に（指名）と記載しているのは、指名指定であり、記載のない施設は公募によるものである。

注3 実施日の欄に日付のみ記載している団体は実地監査を行った団体であり、日付とともに（書面監査）と記載している団体は書面監査を行った団体である。

注4 財政的援助等の概要の欄の指定管理の項目の金額は、県が指定管理者と締結した管理運営に関する協定に基づいて令和元年度に支出した委託料であり、指名指定管理者の場合は確定後の額である。

注5 財政的援助等の概要の欄の補助金等の金額は、県が令和元年度に支出した補助金等（貸付金を除く。）及び県からの貸付金の令和元年度末の残高の合計額である。

注6 財政的援助等の概要の欄の出資比率の数値は、小数点第2位以下を切り捨てている。

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘事項はなかったが、注意事項があった。

イ 地域づくり推進部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館 〔指定管理施設〕 ・童謡館（指名）	令和2年10月23日	出資金額	23,792,462円
		出資比率	55.9%
		指定管理	72,036,839円
		補助金等	171,000円
公益財団法人鳥取県スポーツ協会 〔指定管理施設〕 ・鳥取産業体育館・鳥取屋内プール ・倉吉体育文化会館 ・米子産業体育館 ・武道館	令和2年10月27日 28日	出資金額	572,102,226円
		出資比率	99.0%
		指定管理	508,027,146円 (66,323,324円)
			(52,781,593円)
			(35,516,474円)
		(66,862,297円)	

・コカ・コーラボトラーズ ジャパンスポーツパーク (布勢総合運動公園)			(286,543,458円)
		補助金等	147,021,616円
公益財団法人鳥取県教育文化財団 〔指定管理施設〕	令和2年10月22日	出資金額	100,000円
		出資比率	100.0%
		指定管理	184,007,190円
・むきばんだ史跡公園			(54,174,000円)
・県民ふれあい会館(生涯学習センター)			(91,938,190円)
・大山青年の家			(37,895,000円)

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘事項及び注意事項があった。

〔指摘事項〕

- 自動販売機の設置に係る行政財産の使用許可を指定管理者が行っていた。
(公益財団法人鳥取県教育文化財団 大山青年の家:所管課 教育委員会社会教育課)

ウ 福祉保健部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
社会福祉法人敬仁会	令和2年10月19日 (書面監査)	補助金等	45,754,597円
社会福祉法人鳥取こども学園	令和2年10月5日 (書面監査)	補助金等	46,437,000円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘事項はなかったが、注意事項があった。

エ 子育て・人財局所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
学校法人にしき幼稚園	令和2年10月28日 (書面監査)	補助金等	24,412,733円
学校法人米子西部学園	令和2年10月28日 (書面監査)	補助金等	17,778,000円
社会福祉法人みその児童福祉会	令和2年10月26日 (書面監査)	補助金等	315,994,159円

学校法人鶏鳴学園	令和2年11月10日	補助金等	231,556,594円
学校法人湯梨浜学園	令和2年10月28日 (書面監査)	補助金等	135,099,549円
学校法人米子永島学園	令和2年11月4日	補助金等	291,740,750円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘事項はなかったが、注意事項があった。

オ 商工労働部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
株式会社マックスサポート	令和2年10月20日 (書面監査)	補助金等	21,886,500円
公益財団法人鳥取県産業振興機構 〔指定管理施設〕 ・とっとりバイオフロンティア(指名)	令和2年10月16日 23日	出資金額	7,015,000,000円
		出資比率	81.9%
		指定管理	58,574,025円
		補助金等	7,375,168,154円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘事項及び注意事項があった。

〔指摘事項〕

- 取得した金融資産(九州電力債及び北海道電力債)について、理事長による取得承認後、最初に招集された理事会において報告を行っていなかった。

(公益財団法人鳥取県産業振興機構：所管課 商工労働部産業振興課)

カ 農林水産部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
鳥取県農業協同組合中央会 〔指定管理施設〕 ・農村総合研修所(指名)	令和2年10月1日 (書面監査)	指定管理	0円
		補助金等	1,445,209円
一般社団法人鳥取県果実生産出荷安定基金協会	令和2年9月2日 (書面監査)	出資金額	7,500,000円
		出資比率	25.0%
		補助金等	6,597,578円

公益財団法人鳥取県畜産振興協会	令和2年10月23日	出資金額	101,060,000円
		出資比率	49.0%
鳥取中央農業協同組合	令和2年10月30日 (書面監査)	補助金等	18,228,469円
公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団	令和2年10月21日	出資金額	270,984,000円
		出資比率	38.6%
		補助金等	36,840,692円
株式会社谷尾樹楽園 〔指定管理施設〕 ・とっとり出合いの森	令和2年9月8日 (書面監査)	指定管理	33,912,000円
ととりの森を守り木を活かす会 〔指定管理施設〕 ・二十一世紀の森	令和2年9月2日 (書面監査)	指定管理	8,594,000円
公益財団法人鳥取県魚の豊かな川づくり基金	令和2年10月21日	出資金額	275,000,000円
		出資比率	47.5%
		補助金等	435,000円
公益財団法人鳥取県栽培漁業協会	令和2年8月26日	出資金額	218,000,000円
		出資比率	86.0%
		補助金等	20,208,000円
八頭中央森林組合	令和2年10月29日 (書面監査)	補助金等	423,781,242円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘事項及び注意事項があった。

〔指摘事項〕

- 堆肥販売等に係る現金収入について、収入手続が遅延していた。
- 消耗品等に係る支払いについて、支払事務手続が遅延していた。
- トラクターの購入について契約書を作成していなかった。
(公益財団法人鳥取県畜産振興協会：所管課 農林水産部農業振興戦略監畜産課)
- 森林施業プランナー協会認定一次研修に係る委託契約について、契約書を作成していなかった。
- 会計帳簿について、総勘定元帳を整備していなかった。
- 役員等の報酬等について、支給基準を定めた規程を公表していなかった。
(公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団：所管課 農林水産部森林・林業振興局林政企画課)
- 協定書の業務仕様書に定める監査する者について、規定された人数を任命していなかった。
(ととりの森を守り木を活かす会 二十一世紀の森：所管課 農林水産部森林・林

業振興局林政企画課)

- 生産品販売代金に係る違約金について、徴収していないものがあった。
(公益財団法人鳥取県栽培漁業協会：所管課 農林水産部水産振興局水産課)

キ 商工労働部・農林水産部共管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
株式会社澤井珈琲	令和2年10月2日 (書面監査)	補助金等	35,000,000円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘事項はなかったが、注意事項があった。

ク 県土整備部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
鳥取空港ビル株式会社	令和2年11月10日	補助金等	495,131,200円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘事項はなかったが、注意事項があった。

ケ 西部総合事務所所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
大山山麓・日野川流域観光推進協議会	令和2年11月13日	補助金等	21,473,053円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘事項はなかったが、注意事項があった。

コ 教育委員会所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
TKSS・富士総合警備保障共同企業体	令和2年10月16日	指定管理	39,700,000円

[指定管理施設] ・ 船上山少年自然の家			
-------------------------	--	--	--

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘事項はなかったが、注意事項があった。

サ 警察本部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
公益社団法人とっとり被害者支援センター	令和2年8月20日	補助金等	9,000,000円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、指摘事項及び注意事項はなかった。

第2 監査意見

監査の結果、重要と認められる次の9項目について、監査委員の意見として提出する。

1 コンベンション誘致のための情報収集について

交流人口拡大本部（所管課：観光交流局観光戦略課）

- ・ **監査対象：公益財団法人とっとりコンベンションビューロー（出資、指定管理、補助金等）**
（指定管理：米子コンベンションセンター）

公益財団法人とっとりコンベンションビューロー（以下「コンベンションビューロー」という。）は、鳥取県の有する優れた自然、歴史的・文化的資源を生かし、コンベンションの誘致、支援等を行うことにより、鳥取県におけるコンベンションの振興を図り、もって県内産業の振興、地域の活性化、国際的な相互理解の増進及び文化の向上に寄与することを目的としている。

コンベンションの誘致に当たり、新規案件については、まずコンベンションビューローが学術会議やスポーツ大会の主催団体本部から開催地決定方法や会場数等の情報を収集し、その中から県内開催の可能性のあるコンベンションについて、県内の支部（大学・高専やスポーツ団体等）と連携し誘致を行っている。また、県や市町村、大学等が関係団体のコンベンションの開催情報を取りまとめ、コンベンションビューローに情報提供も行っている。その他にも新規案件の情報は、全国のコンベンションビューローとの情報交換や県人会、商談会等への参加を通じて収集している。

収集したコンベンション開催情報はデータベース化し、県内開催の見込みの高いものを抽出して団体訪問等を行うことで効果的に誘致セールスを行っている。

しかしながら、新型コロナウイルスが流行している影響もあり、全国的に大型のコンベンションの開催が困難な状況となっている。そうした中においても、コンベンションの開催方法を工夫するなどにより誘致を行うとともに、今後、新型コロナウイルスが収束していく時期に備えて、コンベンションの主催者側の情報収集を継続するとともに、新規案件についても情報収集を十分に行う必要がある。

については、県としても、引き続き有効にコンベンションの誘致が図られるよう、コンベンションビューローと連携を図り、コンベンションの主催者側と疎遠にならないよう繋がりを継続し、情報収集に努められたい。

2 一般社団法人山陰インバウンド機構の事業成果の広報について

交流人口拡大本部（所管課：観光交流局観光戦略課）

・ 監査対象：一般社団法人山陰インバウンド機構（補助金等）

一般社団法人山陰インバウンド機構（以下「機構」という。）は、国が定める「観光地域づくり法人（広域連携DMO）」として、山陰の有する優れた自然、歴史的・文化的資源を生かし、マーケティングを基礎に国内外に向けた山陰の情報発信、山陰の魅力を伝えるためのブランド作成・管理、地域の観光事業者等関係者の合意形成を行い、山陰への観光客の誘致及び国内外との交流を通じて山陰経済振興を図り、もって県内産業の振興、地域の活性化に寄与することを目的としている。

機構では、鳥取・島根両県への広域的な観光誘客を図るため、エリア全体の戦略策定やマーケティング、コンテンツ開発等の着地整備を山陰両県、関係団体と連携し実施しており、2025年までに山陰エリアの外国人宿泊者数45万人の達成を目指し、商品造成、情報発信により国外における本県の認知度向上に取り組んでいる。その結果、本県の外国人延べ宿泊者数は、インバウンド機構設立時に比べ約8万人泊増加した。

しかし、機構が実施した事業により、県内の観光消費額の増加や雇用促進等、どのような経済的な効果が生み出されたのかが県民に十分広報が行われていないと思われる。

については、県は、機構の取組がどのような経済的な効果を生み出したのかを分析し、分かりやすく広報を行われたい。

3 わらべ館の利用促進に向けた対応について

地域づくり推進部（所管課：文化政策課）

・ 監査対象：公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館（出資・指定管理・補助金等）
（指定管理：童謡館）

公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館は、多様化する県民の文化に対する要求に応えるため、童謡・おもちゃを通じた各種文化事業を行い、もって童謡・おもちゃをテーマとした特色ある地域文化の振興に資することを目的として、童謡・唱歌やおもちゃに関する事業を行っている。

わらべ館を訪れることにより、「童謡・唱歌のふるさと鳥取」への誇りと大切に思う心の育成に繋がるよう、県内の小学校にイベントカレンダーだけでなく体験プログラムを送付し周知に努めているが、県中・西部からの来館者が少ない状況がある。

については、県としても、県内唯一の童謡・唱歌とおもちゃをテーマとした特色のあるわらべ館に、小・中学校の社会科見学などで県中・西部からも来館してもらえるよう、魅力あるイベントの造成や教育委員会・学校関係者等にも、より積極的に働きかけるなど、更なる利用促進に努められたい。

4 鳥取産業体育館、米子産業体育館、県立武道館及び布勢総合運動公園の会議室の利用促進について

地域づくり推進部（所管課：スポーツ振興局スポーツ課）

生活環境部（所管課：緑豊かな自然課）

・ 監査対象：公益財団法人鳥取県スポーツ協会（出資、指定管理、補助金等）

（指定管理：鳥取産業体育館、米子産業体育館、県立武道館及び布勢総合運動公園）

公益財団法人鳥取県スポーツ協会は、鳥取産業体育館、米子産業体育館、県立武道館及び布勢総合運動公園を指定管理者として管理している。

今回実施した監査において現地を確認したところ、これらの施設内の会議室があまり利用されていない状況が見受けられた。

各施設の会議室については、施設や設備を損なわない範囲の利用を認めており、例えば布勢総合運動公園ではヨガ教室などへ貸出を行った実績もある。しかし、これら施設に会議室が備わっていること自体が広く知られていないのが現状であり、多様な利用が可能であることについての広報も十分には行われていないと思われる。

については、県は、鳥取産業体育館、米子産業体育館、県立武道館及び布勢総合運動公園の会議室について、多様な利用が可能であることを含めて、今まで以上に広く周知し、利用促進を図られたい。

また、今後、各施設の修繕が行われる際には、小規模なスポーツがしやすい構造等へ改修することについても検討されたい。

5 放牧預託の需要増に対する対応について

農林水産部（所管課：農業振興戦略監畜産課）

・ 監査対象：公益財団法人鳥取県畜産振興協会（出資）

公益財団法人鳥取県畜産振興協会は、鳥取県内における牧場経営を通じて、預託牛の適正飼育による生産性の向上、飼養コストの低減を図ることによって、畜産経営の安定と地域経済の発展に寄与し、県民に安心・安全な畜産物を安定的に供給することを目的として事業を行っている。

乳用牛及び肉用牛の預託については、畜産農家からの要望が多く、平成28年度地方創生拠点整備交付金を活用し、和牛繁殖牛舎160頭分、乳用牛育成牛舎100頭分の施設整備を行い、平成30年度から稼働を始めている。

県は、畜産農家の要望に応えるように放牧場の施設整備を順次進めてきているが、今回実施した監査において確認したところ、預託牛の受入については完全には対応できておらず、例えば乳用牛の場合、預託を希望する農家の預託希望頭数に対し、半分程度の受入にとどまっているという説明を受けた。

預託頭数の増頭に当たっては、牧草地を施設用地に変更する必要性が生じることも想定され、老朽化した施設の改修も含め、放牧場の運営に支障が出ないようにする必要がある。また、堆肥処理の負担が増大するといった課題もある。

については、県は、畜産農家の預託希望を把握した上で、今後どのような方策を行うのか方針を定め、畜産農家の経営支援に努められたい。

< 預託実績 >

(期間：H31. 2. 1～R2. 1. 31)

区 分		鳥取	河合谷	大山	俵谷	計
預託期間		年間	5～10月	年間	5～10月	
預 託 延頭数	乳用牛	184,860	—	167,186	20,850	372,896
	肉用牛	74,691	5,810	—	—	80,501
	計	259,551	5,810	167,186	20,850	453,397

6 林業労働者の確保及び担い手育成について

農林水産部（所管課：森林・林業振興局林政企画課）

・ 監査対象：公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団（出資、補助金等）

公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団（以下「財団」という。）は、鳥取県内の林業労働者の福祉の向上と労働条件の改善を図るとともに、林業事業者の雇用管理の改善及び事業の合理化並びに新たに林業に就業しようとする者の就業を支援することを目的としている。

そのため、私的年金制度に加入した林業労働者等に対する拠出掛金の助成や林業労働者に年末一時金を支給する林業事業者に対する給付金の助成等を行っているが、林業労働者共済年金掛金助成事業及び林業労働者年末一時金助成事業の加入労働者数は、前年度から減少している。

（1）令和元年度 林業労働者共済年金掛金助成事業の状況

区 分	実績	対前年度との比較
加入労働者数	237人	20人減
総加入口数	13,026口	476口減

（2）令和元年度 林業労働者年末一時金助成事業の状況

区 分	実績	対前年度との比較
助成対象者数	237人	7人減

※1 （1）及び（2）の加入資格を満たす林業労働者数：264人

※2 県内林業作業業者数：690人（平成27年度国勢調査（職業小分類調査結果））

林業労働者がこれからも安心して就労していくためには、労働条件の改善を図るとともに、林業労働者共済年金等への加入も重要と考える。

については、県としても、財団と共同して、事業概要や加入の必要性を周知する等、加入促進を図られたい。

7 公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団の林業労働者の確保に向けた取組状況等の成果の周知について

農林水産部（所管課：森林・林業振興局林政企画課）

・ 監査対象：公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団（出資、補助金等）

公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団（以下「財団」という。）は、鳥取県内の林業労働者の福祉の向上と労働条件の改善を図るとともに、林業事業者の雇用管理の改善及び事業の合理化並びに新たに林業に就業しようとする者の就業を支援することを目的としている。

そのため、林業労働者等を対象とした技術・技能の向上、労働安全衛生、労務改善等に関する研修等の事業を行っており、令和元年度は、財団を含む大会実行委員会が日本伐木チャンピオンシップ in 鳥取を開催した。開催に当たっては、さまざまな広報活動を行った結果、1,500人の来場があり、多くのマスメディア（新聞、雑誌、TV等）に取り上げられ、スタイリッシュでスマートな林業の魅力を広く県民に周知した。

一方で、林業の担い手を育成するには、日本伐木チャンピオンシップ in 鳥取などのイベントの成果を一過性のものとせず、取組の実施状況・成果等について、子どもを含め広く県民へ周知し、林業に興味を持ってもらい担い手育成に繋げる必要があると考える。

ついては、県は、林業労働者の増加に向けて、林業の担い手を育成する取組の実施状況・成果等について、財団と共同して、将来林業の担い手となり得る若年層も含め、広く周知を図られたい。

8 公益財団法人鳥取県魚の豊かな川づくり基金が実施している事業やイベントの成果の把握及び県民への成果・効果の周知について

農林水産部（所管課：水産振興局水産課）

・ 監査対象：公益財団法人鳥取県魚の豊かな川づくり基金（出資、補助金等）

公益財団法人鳥取県魚の豊かな川づくり基金（以下「基金」という。）は、県内の河川及び湖沼における水産資源の増殖及び水や魚に親しむ機会の提供の促進に関する事業を行い、魚の豊かな川づくりを推進し、もって本県の内水面漁業の振興及び地域の活性化に寄与することを目的としている。

そのため、県内の河川及び湖沼における水産資源の増殖促進、水や魚に親しむ機会の提供の促進、水産資源の保護培養のための普及啓発の事業を行っている。

事業の多くを占める補助事業は、交付申請書や実績報告書等の書類を確認し、事業やイベントの実施状況を把握し、また、水産課と共同で実施している内水面漁業振興講演会では、受講者アンケートにより、事業効果等を確認している。

しかし、基金が実施している事業やイベントの参加人数など、成果の把握が十分ではないと思われ、地域の活性化に繋がる効果についても積極的に広報していないため、県民への周知が十分とは言えない状況がある。

ついては、県としても、基金が実施している事業やイベントの成果・効果等を十分に把握するとともに、基金と共同して、インターネットを活用した方法のみならず、さまざまな機会を活用し、広く県民へ周知するよう努められたい。

9 大山青年の家及び船上山少年自然の家の利用促進に向けた対応について

教育委員会（所管課：社会教育課）

- ・ 監査対象：公益財団法人鳥取県教育文化財団（出資・指定管理）
（指定管理：大山青年の家）
TKSS・富士総合警備保障共同企業体（指定管理）
（指定管理：船上山少年自然の家）

大山青年の家及び船上山少年自然の家は、県立青少年社会教育施設として学校等による集団宿泊体験の受入が中心となる施設であることから、従来から特に小中学生の利用が多く、利用者の年齢層が若年層に集中している。

平成28年度から一部指定管理者制度の導入に当たり、生涯学習機能を強化することとし、高齢者、家族・未就学児対象の事業を企画・実施、広報等を実施したため、現在の利用は学校に限らず、保育所、子ども会、PTA、高齢者団体、福祉団体、企業等、その種類や年齢層に広がりを見せているところである。

しかし、令和元年度の利用状況は、次表のとおり計画に満たない状況であった。

令和元年度 施設の利用状況

施設名	計画	実績
大山青年の家	32,000人	31,102人
船上山少年自然の家	25,000人	21,648人

については、県は、施設の設置目的である青少年の健全育成を中心としながらも、幅広い年齢層やさまざまな団体にも利用される施設となるよう事業を企画・実施、広報する等、より一層施設の利用促進を図られたい。

また、委託業務の実施に要する経費は、一定の利用人数を想定した指定管理料及び施設の管理運営に伴う指定管理者の収入（利用者の実費負担額を含む。）で賄うこととなっている。

このため、利用者増に伴い光熱水費等が増加した場合には、指定管理者が行う管理運営の効率化・合理化に向けた努力とは無関係に収益を圧迫する可能性があり、当該管理施設の管理運営に関する協定書第6条第1項第2号イ（イ）に規定する指定管理者が行う委託業務としている「施設の利用促進」と相容れないと考えられる。

については、県は、少なくとも利用者が増加しても指定管理者の経営努力による収益増を阻害することのない仕組みを構築するよう見直しを検討されたい。

参 考

(参考1)

令和元年度決算に係る財政的援助団体等監査の実施団体一覧

番号	団体名	財政支援の種別			本監査実施日	所管部局等
		出資	指定	補助		
1	(公財) とっとりコンベンションビューロー	○	○	○	R2. 11. 13	交流人口拡大本部 観光交流局観光戦略課 地域づくり推進部 文化政策課
2	(一社) 山陰インバウンド機構			○	R2. 11. 4	交流人口拡大本部 観光交流局観光戦略課
3	(公財) 鳥取童謡・おもちゃ館	○	○	○	R2. 10. 23	地域づくり推進部 文化政策課
4	(公財) 鳥取県スポーツ協会	○	○	○	R2. 10. 27. 28	地域づくり推進部 スポーツ振興局スポーツ課 生活環境部 緑豊かな自然課
5	(公財) 鳥取県教育文化財団	○	○		R2. 10. 22	地域づくり推進部 文化財局文化財課 地域づくり推進部 文化財局とっとり弥生の王国推進課 教育委員会 社会教育課
6	(社福) 敬仁会			○	R2. 10. 19	福祉保健部 ささえあい福祉局福祉監査指導課 福祉保健部 ささえあい福祉局長寿社会課
7	(社福) 鳥取こども学園			○	R2. 10. 5	福祉保健部 ささえあい福祉局福祉監査指導課 子育て・人財局 家庭支援課
8	(学) にしき幼稚園			○	R2. 10. 28	子育て・人財局 子育て王国課
9	(学) 米子西部学園			○	R2. 10. 28	子育て・人財局 子育て王国課
10	(社福) みその児童福祉会			○	R2. 10. 26	子育て・人財局 家庭支援課
11	(学) 鶏鳴学園			○	R2. 11. 10	子育て・人財局 総合教育推進課
12	(学) 湯梨浜学園			○	R2. 10. 28	子育て・人財局 総合教育推進課
13	(学) 米子永島学園			○	R2. 11. 4	子育て・人財局 総合教育推進課
14	(株) マックスサポート			○	R2. 10. 20	商工労働部 立地戦略課
15	(公財) 鳥取県産業振興機構	○	○	○	R2. 10. 16. 23	商工労働部 産業振興課
16	鳥取県農業協同組合中央会		○	○	R2. 10. 1	農林水産部 農業振興戦略監とっとり農業戦略課
17	(一社) 鳥取県果実生産出荷安定基金協会	○		○	R2. 9. 2	農林水産部 農業振興戦略監生産振興課
18	(公財) 鳥取県畜産振興協会	○			R2. 10. 23	農林水産部 農業振興戦略監畜産課
19	鳥取中央農業協同組合			○	R2. 10. 30	農林水産部 農業振興戦略監畜産課 中部総合事務所 農林局
20	(公財) 鳥取県林業担い手育成財団	○		○	R2. 10. 21	農林水産部 森林・林業振興局林政企画課
21	(株) 谷尾樹楽園		○		R2. 9. 8	農林水産部 森林・林業振興局林政企画課
22	とっどりの森を守り木を活かす会		○		R2. 9. 2	農林水産部 森林・林業振興局林政企画課
23	(公財) 鳥取県魚の豊かな川づくり基金	○		○	R2. 10. 21	農林水産部 水産振興局水産課
24	(公財) 鳥取県栽培漁業協会	○		○	R2. 8. 26	農林水産部 水産振興局水産課、栽培漁業センター
25	(株) 澤井珈琲			○	R2. 10. 2	商工労働部・農林水産部(共管) 市場開拓局販路拡大・輸出促進課
26	八頭中央森林組合			○	R2. 10. 29	農林水産部 東部農林事務所八頭事務所
27	鳥取空港ビル(株)			○	R2. 11. 10	県土整備部 空港港湾課
28	大山山麓・日野川流域観光推進協議会			○	R2. 11. 13	西部総合事務所 地域振興局
29	TKSS・富士総合警備保障共同企業体		○		R2. 10. 16	教育委員会 社会教育課
30	(公社) とっとり被害者支援センター			○	R2. 8. 20	警察本部 広報県民課

※ 「団体名」の(公社)は公益社団法人を、(公財)は公益財団法人を、(一社)は一般社団法人を、(社福)は社会福祉法人を、(学)は学校法人を、(株)は株式会社を表している。

(参考2)

令和元年度決算に係る財政的援助団体等監査の処置の概要

1 処置の件数

(単位：件、(団体))

区 分	勸告	指摘	注意	合計	監査実施 団体数
令和元年度決算に係る監査結果	0 (0)	10 (6)	71 (23)	81 (24)	30
平成30年度決算に係る監査結果	—	4 (2)	92 (23)	96 (23)	30
平成29年度決算に係る監査結果	—	10 (6)	84 (27)	94 (29)	40
平成28年度決算に係る監査結果	—	6 (4)	63 (21)	69 (21)	39
平成27年度決算に係る監査結果	—	5 (4)	70 (29)	75 (29)	41

(注) 合計欄の()の団体数は指摘又は注意に該当する団体数であり、重複分を除いているため合計団体数とはならない。

2 処置の事項別内訳

区 分	元年度決算に係る監査結果			30年度決算に係る監査結果			29年度決算に係る監査結果		
	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計
予 算	0	1	1	0	1	1	0	0	0
収 入	2	1	3	1	4	5	1	0	1
支 出	1	3	4	1	5	6	1	8	9
契 約	3	39	42	1	22	23	3	34	37
補助金	0	15	15	0	20	20	3	18	21
工 事	0	0	0	0	0	0	0	2	2
財 産	1	9	10	0	4	4	1	3	4
その他	3	3	6	1	36	37	1	19	20
合 計	10	71	81	4	92	96	10	84	94

3 指摘事項(10件)の内訳

区 分	件数	事 由	指摘の対象
収 入	2	収納金の払込み遅延	公益財団法人鳥取県畜産振興協会
		違約金の未徴収	公益財団法人鳥取県栽培漁業協会
支 出	1	支出負担行為の遅延	公益財団法人鳥取県畜産振興協会
契 約	3	契約書の未作成	公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団
		指定管理協定書に規定された監査する者の不足	とつとりの森を守り木を活かす会
財 産	1	行政財産の目的外使用許可事務の不適正	公益財団法人鳥取県教育文化財団
その他	3	金融資産の取得事務の不適正	公益財団法人鳥取県産業振興機構
		経理事務の不適正	公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団
		役員等の報酬等の支給基準の未公表	公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団
合 計	10		6団体

4 注意事項（71件）の内訳

区 分	件数	事 由
予 算	1	予算流用の未手続
収 入	1	督促状の未発行
支 出	3	支払根拠資料の紛失、勘定科目の誤り、受領証の未徴収
契 約	39	契約に定める書類の未提出、契約書の内容不備 等
補助金	15	実績報告書の記載内容誤り、報告遅延 等
財 産	9	貸付物品受領書の未提出、固定資産台帳の記載不備 等
その他	3	財務諸表の記載不備、貸借対照表の未公告 等
合 計	71	

(参考3)

監 査 処 置 基 準 等 に つ い て

1 財政的援助団体等監査における監査処置基準等について

- (1) 財政的援助団体等監査における処置(勧告・指摘・注意)は、鳥取県監査実施要綱(下記2)により行っている。
- (2) 指摘の具体的基準は、定期監査に係る監査処置基準の運用指針(下記3)に準じて行っている。
- (3) 処置は、主に財政的援助団体の事務が当該団体の会計規程、県補助金交付要綱、指定管理協定書に適合しているかどうかを基準としている。
なお、処置は、前年度の処置に対する改善状況等を考慮して行っているため、監査処置基準の運用指針と異なることもある。

2 鳥取県監査実施要綱(抜粋)

別表第3(第5条関係)

監 査 処 置 基 準

処置区分	処置の事案	処置の内容
勧 告	次の1～3に該当するもので監査委員が特に必要と認めたもの 1 法令(条例、規則その他の規程を含む。以下、同じ。)に違反したもの 又は不当なもので、重大なもの 2 著しく妥当性を欠くもの 3 著しく不経済又は非効率なもの	1 法に基づく勧告及び公表をする 2 報道機関等に内容を公開する 3 代表監査委員は、部局長及び監査実施機関の長に対し、文書で今後適切な取扱い又は改善を行うよう通知し、その処理方針について回答を求める
指 摘	1 法令に違反したもの 又は不当なもので、重大なもの 2 著しく妥当性を欠くもの 3 著しく不経済又は非効率なもの	1 法に基づく報告及び公表をする 2 報道機関等に内容を公開する 3 代表監査委員は、部局長及び監査実施機関の長に対し、文書で今後適切な取扱い又は改善を行うよう通知し、必要に応じその処理方針について回答を求める
注 意	指摘に至らない比較的軽易なもの	代表監査委員は、部局長及び監査実施機関の長に対し、文書で是正を求め又は注意を喚起する

備考 上記の処置区分による処置が適当でないと認められるときは、その他の処置をすることができる。

注 上記の「処置の内容」について、財政的援助団体等監査においては、部局長に対して団体ご改善を促すよう通知するとともに、団体に対して適切に対処するよう通知することとしている。

3 監査処置基準の運用指針(要旨)

区 分	項 目	指摘の具体的基準
2 収 入	○現金収受の不適正 ○未収金の整理の不適正	○直接収納した収納金の払込みの遅延しているもの 合計額5万円以上で1週間以上 ○延滞金の徴収が適正でないもの 重大なもの又は著しいもの
3 支 出	○支出負担行為の不適正	○支出負担行為が適期に行われていないもの 全部
4 契 約	○契約書がないもの ○契約に係る事務の不適正	○契約書を作成すべきものは全部 ○その他契約事務に関し適正でないもの

		重大なもの又は著しいもの
7 財 産	○県有財産の管理の不適正	○管理の事務手続きが適正でないもの 重大なもの又は著しいもの
8 その他	○金融資産の取得事務の不 適正 ○経理事務の不適正 ○役員等の報酬等の支給の 基準の公表事務の不適正	○重大なもの又は著しいもの